様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月 3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いおんもーるかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 イオンモール株式会社  （ふりがな）おおの　けいじ  （法人の場合）代表者の氏名 大野　惠司  住所　〒261-8539  千葉県 千葉市美浜区 中瀬１丁目５番地１  法人番号　5040001000461  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　イオンモール統合報告書2021  ②　イオンモール統合報告書2022  ③　イオンモール統合報告書2023  ④　イオンモール統合報告書2024 | | 公表日 | ①　2021年 8月31日  ②　2022年10月31日  ③　2023年 9月27日  ④　2024年 8月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/pdf/ir/ir2021j\_all.pdf  　P.16～19  ②　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/wp/wp-content/uploads/2022/11/00.pdf  　P.14  ③　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/wp/wp-content/uploads/2023/09/all.pdf  　P.5～6,44～45  ④　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/pdf/ir/ir2024/all.pdf  　P.7 | | 記載内容抜粋 | ①　■デジタル技術が社会や自社の競争環境に及ぼす影響  ・日々の生活においてデジタル・インフルエンスは想像以上に拡大しており、お客さまの消費・購買動向の変化、テナント企業戦略の変化が進み、業種・業態、オンライン、オフライン、そして国と国など、あらゆる境界が希薄化し、世界中で競争の激化が進んでいる。当社も「変化対応型スピード経営」を実践しなければ、生き残れない。  （イオンモール統合報告書2021　P.19）  ■経営ビジョン  ・モールビジネス改革、DX推進によってニューノーマル時代における新たな事業を創造。イオンモールを地域社会のプラットフォームとして社会課題解決に取り組み、新たな価値提供に取り組んでいく。  （イオンモール統合報告書2021　P.16）  ②　■デジタル技術が社会や自社の競争環境に及ぼす影響  ・2年続くコロナ下の中で、お客さまが外出を控える中、ライフスタイルも変化し、リアル店舗でのショッピングを楽しむことからECへの置き換わりといった流れも進んだ。しかし、これは本来数年先に起きたであろうことがコロナによって一気に加速したととらえるべきである。  （イオンモール統合報告書2022　P.14）  ③　■2030ビジョン  ・地域共創業として、同じ志を持つすべての人たちと、「つながる」を創造し、広げ、深め、持続可能な地域の未来につながる営みを共創する。  （イオンモール統合報告書2023　P.5）  ■DXのビジョン  ・イオンモールのDX方針は、実現したい想いが先にあり、それをテクノロジーで解決する「“ヒトの想い”を中心としたDXの実現」である。イオンモールが出店する地域、出店企業さま、お客さまのそれぞれに価値創造していくことをDXビジョンとして推進していく。  （イオンモール統合報告書2023　P.44）  ■ビジネスモデルの方向性  「国内外におけるリージョナルシフトの推進」「ヘルス&ウエルネスプラットフォームの創造」を取組方針とし、ステークホルダーに対して経済価値、社会価値、環境価値を創出する「真の統合型ESG経営」の実現により持続的な成長をめざす。具体的には、「海外成長マーケットにおける事業機会の発掘と事業化」「国内におけるビジネスモデル改革の推進」「既存事業の枠組みにとらわれない新たなビジネスモデルの創出」を成長施策として展開。  （イオンモール統合報告書2023　P.6）  ④　■課題認識  今後は何よりもリアルの価値をいかに高めていくかという視点での取り組みを強化。オンラインを競合としてより強く意識し対策を打っていくとともに、モールとオンラインとの融合にもスピーディーに対応する。大きく変化した時代とその環境の中で、当社が創る新しいモールはどのような形となるのか、既存のモールをどのように生まれ変わらせるのか、全く新しい視点でビジネスを組み直す。  （イオンモール統合報告書2024　P.7） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会等の意思決定機関で承認された方針に基づき作成公開  ②　取締役会等の意思決定機関で承認された方針に基づき作成公開  ③　取締役会等の意思決定機関で承認された方針に基づき作成公開  ④　取締役会等の意思決定機関で承認された方針に基づき作成公開 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　2024年2月期 有価証券報告書  ②　イオンモール統合報告書2024  ③　イオンモール統合報告書2023 | | 公表日 | ①　2024年 5月24日  ②　2024年 8月30日  ③　2023年 9月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/8905/yuho\_pdf/S100THM8/00.pdf  　P.50-52  ②　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/pdf/ir/ir2024/all.pdf  　P.37-38  ③　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/wp/wp-content/uploads/2023/09/all.pdf  　P.45 | | 記載内容抜粋 | ①　■成長施策  ・海外成長マーケットにおける事業機会の発掘と事業化  成長性の高いエリアにおける物件の探索・確保を進め、新規出店を加速する。また、モール単一フォーマットによる事業展開から、各国および各地域が抱える課題を深掘りし、商業施設の枠組みにとらわれない新たな事業機会を探索していくことで、地域ごとの特性に合わせた新たな価値創造モデルで事業展開を図っていく。（2024年2月期 有価証券報告書 P.50）  ・国内におけるビジネスモデル改革の推進  変化する事業環境を機会とし、変わりゆく地域の課題やお客さまの価値観、潜在的なニーズに対応すべく、「マーケットに合わせた提供価値の多様化」、「既存アセットの有効活用による収益性改善」、「デジタル技術を駆使した業務効率性・利便性の向上」、「抜本的な事業構造改革の実行」等を通じて、既存のビジネスモデル改革を推進することで、国内事業における集客力強化および収益性向上を図る。（2024年2月期 有価証券報告書 P.50-P.51）  ・既存事業の枠組みにとらわれない新たなビジネスモデルの創出  変化のスピードが速い不確実性の時代において、当社は既存事業の発展のみならず、新たな価値創造に向けた事業創出に注力し、事業領域の拡大に向けた取り組みを推進。（2024年2月期 有価証券報告書 P.52）  ②　■DX推進の全体像  イオンモールのめざす姿を実現するために中長期視点で推進ステップを計画。お客さまに対する「Next Service」、出店企業さまに対する「Next Solution」、地域に対する「Next Buisiness」として、当社のありたい姿を描いた。イオンモールが商品やサービスの販売に留まらず、共創パートナーとともにデータやテクノロジーを活用して、ステークホルダーに新しい価値を提供していくことをめざす。  （イオンモール統合報告書2024 P.37）  ■DXビジョン　めざす姿（KGI）  ・お客さまとの接点  国内外約200施設のリアルの資産から得られる知見とデジタル技術を組み合わせ、お客さまのライフステージや趣味嗜好に寄り添ってパーソナライズされた新しい価値を提案することで、お客さまの利便性と満足度の向上を図る  （イオンモール統合報告書2024 P.38）  ・地域・外部との連携  地域や外部のパートナーとのデータ連携やデジタル技術を活用し共創することで、新しい事業領域の創出や、地域課題にソリューションを提供するプラットフォームとなる  （イオンモール統合報告書2024 P.38）  ・専門店支援  最新のデジタル設備とビッグデータから、店舗オペレーションの業務負荷（業務時間）を低減するとともに、専門店企業の売上に寄与する経営支援と新たな事業機会の提供を行う  （イオンモール統合報告書2024 P.38）  ■DXの主な施策  【モールの「集客」を活かした収益化】  ショッピングモールの集客を活かし、既存アセットである館内サイネージを企業に広告スペースとして貸し出すことで、収益の増加につなげる取り組みを推進。「客数」を有するイオンモールだからこそ実現できる顧客企業ニーズに合わせたリアル・デジタルでの価値提供。  ＜データ活用方法＞  保有する「データ」を活用したターゲット設定、効果測定・検証のPDCAサイクル活用。  （イオンモール統合報告書2024 P.38）  【デジタル化による業務の効率化】  従前は書面で多くの手続きを実施していたが、各専門店にタブレット端末を設置し、当社と専門店間の手続きを一括して実施できるアプリ「イオンモールワークス」を導入したことで、業務の効率化を図り、専門店従業員が営業活動に集中できる環境を提供。  ＜データ活用方法＞  補足：来館状況や顧客の趣向などのデータを専門店に共有することで、効率的な店舗経営やCX向上に役立てる。（非公開情報）  （イオンモール統合報告書2024 P.38）  ③　（２）②で回答に使用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会等の意思決定機関で承認された方針に基づき作成公開  ②　取締役会等の意思決定機関で承認された方針に基づき作成公開  ③　取締役会等の意思決定機関で承認された方針に基づき作成公開 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　イオンモール統合報告書2024  　デジタル戦略　P.37 | | 記載内容抜粋 | ②　■デジタル推進体制の整備  2021年4月、代表取締役社長直轄の組織としてDX推進部を設置し、DXの取り組みを推進。2023年4月には既存事業について集中的にデジタル化を推進すべく、CX創造ユニット下にデジタル推進統括部を配置。また、DX推進部をビジネスイノベーション推進部に改称し、デジタル分野だけでなく、さらに幅広い視点からの新たな「価値創造事業モデル」の創出を図った。さらに、2023年4月には新たにイグニション・ポイントベンチャーパートナーズ株式会社とCVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）としてLife Design Fundを設立し、スタートアップ企業との共感共創を通じたアライアンスに基づく、成長戦略を推進。  ■デジタル人材の育成・確保  イオングループの教育制度であるイオンビジネススクール（ABS）デジタルコースを導入し、IT・デジタル分野の基礎を修得しデジタル化の先導ができる担当者の育成を実施。また、変革をリードするデジタル人材を育成するために、機会創出と環境整備を進めている。また、デジタル人材確保に向けた採用活動の強化を図っている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③　イオンモール統合報告書2023  　DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略　P.45 | | 記載内容抜粋 | ③　■DXのための推進環境の整備（自社強化）  デジタル活用やIT基盤の見直しによる業務効率化を進め、マインドセット改革やDX人材育成により新たな付加価値の創造に注力する環境を整備する。  ■各ステップの目標  〇PHASE 1 短期　～2022年度  ・ 顧客行動データ分析のインフラ整備  ・ 出店者を支援するOMOプラットフォームの構築  ・ デジタルエンターテインメントの開拓  〇PHASE 2 中期　～2024年度  ・ 集積されたデータを基にパーソナライズドされたCXを具現化  ・ データ資源を活用した新たな収益モデルの創出  〇めざす姿　長期  ・ イオンモールが商品・サービスの販売に留まらず、ビッグデータやテクノロジーを活用して、共創パートナーとともに地域課題を解決する新しい価値を提供する存在になる。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　イオンモール統合報告書2024 | | 公表日 | ①　2024年 8月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/pdf/ir/ir2024/all.pdf  　P.38 | | 記載内容抜粋 | ①　■行動指標（主なKPI）  顧客接点  ・イオンモールアプリ:ダウンロード数・アクティブ率・クーポン利用数  ・ライブショッピング:展開モール数・ライブショッピング売上  ・ フードデリバリー:参加専門店数・フードデリバリー売上  専門店支援  ・イオンモールワークス:導入区画数・専門店ES・紙申請書削減数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2021年10月 6日  ②　2023年 4月12日  ③　2023年10月11日  ④　2024年 8月30日 | | 発信方法 | ①　2022年2月期第2四半期決算説明会オンデマンド配信  　当社ホームページ  　https://www.irwebcasting.com/20211006/3/f2163cfd20/mov/main/index.html  　該当箇所:22分20秒～27分23秒  ②　2023年2月期決算説明会オンデマンド配信  　当社ホームページ  　https://www.irwebcasting.com/20230412/3/a1e765b5db/mov/main/index.html  　該当箇所:18分04秒～19分16秒  ③　2024年2月期第2四半期決算説明会オンデマンド配信  　当社ホームページ  　https://www.irwebcasting.com/20231011/4/9e5b4b1430/mov/main/index.html  　該当箇所:12分37秒～14分26秒  ④　イオンモール統合報告書2024  　当社ホームページ  　https://www.aeonmall.com/pdf/ir/ir2024/all.pdf  　P.7　トップメッセージ | | 発信内容 | ①　当社代表取締役社長が決算説明会で直接説明  ■デジタル施策の実施状況  ・モバイルオーダーシステムの導入  イオンモールアプリから各飲食専門店のメニューやテイクアウト商品をオーダーし、モバイル上で決済、店頭で待つことなく受け取ることができる「モバイルオーダーサービス」を随時導入。  （2022年2月期第2四半期決算説明会オンデマンド配信24分30秒～24分52秒）  ■DX推進の状況  まだ各取り組みはデジタル化の領域に留まっており、真に当社が目指すトランスフォーメーションの実現のために、将来からバックキャスティングして中長期視点で考え、ステークホルダーの視点に立ち、段階的に提供する価値を進化させていく必要があると考えている。  （2022年2月期第2四半期決算説明会オンデマンド配信26分24秒～27分23秒）  ②　当社代表取締役社長が決算説明会で直接説明  ■デジタル施策の実施状況  ・新たな事業創出に向けた取り組み推進  新たにコーポレートベンチャーキャピタルを設立。スタートアップ企業が持つ最先端の技術や革新的なアイデアと、当社の資産とのシナジー効果を生み出すことで、市場に対する提供価値の最大化を図る事を目的とし、合わせて社内ベンチャー制度構築にもつなげ、新たな事業価値創造にも挑戦する。（2023年2月期第2四半期決算説明会オンデマンド配信18分20秒～19分16秒）  ③　当社代表取締役社長が決算説明会で直接説明  ■デジタル施策の実施状況  ・バーチャル空間における新たな可能性を模索  「既存事業の枠組みにとらわれない新たなビジネスモデルの創出」として新たに三越伊勢丹が開発・運営する仮想都市のコミュニケーションプラットフォーム「REV WORLDS（レヴ・ワールズ）」内に、イオンモールが展開するバーチャルストアをオープン。イオンモールのバーチャルストアでは、多種多様な店舗でのショッピングをはじめ、ゲームなどのエンターテインメント等、様々なコンテンツを提供していく。  （2024年2月期第2四半期決算説明会オンデマンド配信13分55秒～14分26秒）  ④　■課題認識  今後は何よりもリアルの価値をいかに高めていくかという視点での取り組みを強化。オンラインを競合としてより強く意識し対策を打っていくとともに、モールとオンラインとの融合にもスピーディーに対応する。大きく変化した時代とその環境の中で、当社が創る新しいモールはどのような形となるのか、既存のモールをどのように生まれ変わらせるのか、全く新しい視点でビジネスを組み直す。  （イオンモール統合報告書2024　P.7） |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | DXの取組み状況や課題、目指す姿を、代表取締役社長直轄の組織である戦略部およびシステム部が中心となり各担当部署と連携して取り纏め、代表取締役社長ら経営陣が出席するデジタル会議や経営戦略諮問委員会、社長mtg、経営会議にて共有を行った。  直近では経営者の課題把握を目的に、代表取締役社長の諮問機関として常務取締役以上の取締役、常勤監査役、執行役員が参加する経営会議において、当社のIT戦略に関する審議報告を実施した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年 3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 取り扱う情報や情報システムの情報セキュリティレベルを維持、向上させるために、「情報セキュリティ管理規則」を定め、これに従いセキュリティ対策を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。